

ID: 125

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	受給者証の更新		
例規名 根拠条項	聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 第5条		
例規番号	昭和62年 規則第10号		
<p>【根拠条文】 (受給者証の更新) 第五条 受給資格者が受給者証の更新を希望するときは、受給者証の有効期間の満了一月前までに、現況届に療育手帳又は身体障害者手帳(条例第三条第三号に該当する者を除く。)及び被保険者証又は組合員証を添えて町長に届け出るものとする。 2 前項に規定する更新には、第二条第二項の規定を準用する。 3 町長は、第一項に規定する届出及びこれに添えて提出する書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。 4 町長は、受給資格者が受給者証の有効期間満了後も引き続き受給資格を有すると認めるときは、受給者証を更新するものとする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日